

桜井市心身障害者用日常生活用具一覧(身体障害者手帳・療育手帳)

(令和7年4月1日時点)

☆:介護保険制度対象用具のため、介護保険制度が優先されます。

用具	対象者		年齢制限	限度額(円)	基準年数	備考
	障害名	等級				
☆特殊寝台	下肢または体幹、移動	2級以上	18歳以上	154,000	8年	
☆特殊マット	下肢または体幹、移動	1級	18歳以上	19,600	5年	
		2級以上	3歳以上18歳未満			
	療育手帳	A2以上	3歳以上			
☆エアーマット (褥瘡予防)	下肢または体幹、移動	1級	18歳以上	85,000	5年	
		2級以上	3歳以上18歳未満			
	療育手帳	A2以上	3歳以上			
☆特殊尿器	下肢または体幹、移動	1級	学齢児以上	67,000	5年	
入浴担架	下肢または体幹、移動	2級以上	3歳以上	82,400	5年	
☆体位変換器	下肢または体幹、移動	2級以上	学齢児以上	15,000	5年	
☆移動式リフト	下肢または体幹、移動	2級以上	3歳以上	159,000	4年	
訓練いす	下肢または体幹、移動	2級以上	3歳以上18歳未満	33,100	5年	
訓練用ベッド	下肢または体幹、移動	2級以上	学齢児以上18歳未満	159,200	8年	
☆入浴補助用具	下肢または体幹、移動	全等級	3歳以上	90,000	8年	
☆便器	下肢または体幹、移動	2級以上	学齢児以上	4,450	8年	手すりなし ※児童は手すり付のみ
				9,850		手すり付 ※児童は手すり付のみ
頭部保護帽	平衡または下肢、 体幹、移動	全等級	全年齢	15,200	3年	スポンジおよび革製品。 ※頻繁に転倒する方
	療育手帳	A2以上		36,750		スポンジ、革およびプラスチック製品 ※頻繁に転倒する方
頭部保護帽 (既製品)	平衡または下肢、 体幹、移動	全等級	全年齢	12,160	3年	スポンジおよび革製品。 ※頻繁に転倒する方
	療育手帳	A2以上		29,400		スポンジ、革およびプラスチック製品 ※頻繁に転倒する方
歩行補助杖 (一本杖)	平衡または下肢、 体幹、移動	全等級	3歳以上	2,200	3年	木材
				3,000		軽金属
☆移動・移乗 支援用具	平衡または下肢、 体幹、移動	全等級	3歳以上	60,000	8年	
特殊便器	上肢	2級以上	学齢児以上	151,200	8年	
	療育手帳	A2以上				
火災警報器	各身体障害	2級以上	全年齢	15,500	8年	火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者だけの世帯およびこれに準ずる世帯
	療養手帳	A2以上				
自動消火器	各身体障害	2級以上	全年齢	28,700	8年	火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者だけの世帯およびこれに準ずる世帯
	療養手帳	A2以上				
電磁調理器	視覚	2級以上	18歳以上	41,000	6年	視覚障害者だけの世帯またはこれに準ずる世帯
	療育手帳	A2以上				
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	2級以上	学齢児以上	7,000	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	2級	18歳以上	87,400	10年	聴覚障害者だけの世帯またはこれに準ずる世帯
透析液加温器	腎臓	3級以上	3歳以上	51,500	5年	18歳以上については自己連続携行式膜灌流式(CAPD)による透析療法を行っている方
ネブライザー	呼吸器	3級以上	学齢児以上	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害があり、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
	各身体障害(備考)	全等級				
電気式 たん吸引器	呼吸器	3級以上	学齢児以上	56,400	5年	呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害があり、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
	各身体障害(備考)	全等級				

桜井市心身障害者用日常生活用具一覧(身体障害者手帳・療育手帳)

(令和7年4月1日時点)

☆:介護保険制度対象用具のため、介護保険制度が優先されます。

用具	対象者		年齢制限	限度額(円)	基準年数	備考
	障害名	等級				
酸素ポンベ運搬車	各身体障害	全等級	18歳以上	17,000	10年	医療保険の在宅酸素療法を行っている方
自家発電機等 (人工呼吸器等の予備電源)	各身体障害(備考)	全等級	全年齢	100,000	5年	自家発電機またはカーベンパートー ※在宅で人工呼吸器等を使用する方
				80,000	5年	ポータブル電源または蓄電池 ※在宅で人工呼吸器等を使用する方
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚	2級以上	学齢児以上	9,000	5年	視覚障害者だけの世帯またはこれに準ずる世帯
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚	2級以上	18歳以上	15,000	5年	視覚障害者だけの世帯またはこれに準ずる世帯
視覚障害者用体重計	視覚	2級以上	18歳以上	18,000	5年	視覚障害者だけの世帯またはこれに準ずる世帯
携帯用会話補助装置	音声または言語	全等級	学齢児以上	98,800	5年	発声・発語に著しい障害をもつて音声・言語機能障害と同程度の障害があり、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
	上肢または下肢、体幹、移動(備考)					
情報・通信支援用具	視覚または上肢	2級以上	学齢児以上	100,000	5年	文字を書くのが困難な方
	上肢かつ言語(備考)					
点字ディスプレイ	視覚かつ聴覚	各2級以上	18歳以上	383,500	6年	
点字器	視覚	全等級	学齢児以上	10,400	7年	標準用
				7,200		携帯用
点字タイプライター	視覚	2級以上	全年齢	63,100	5年	本人が就労もしくは就学しているか就労が見込まれる方
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	2級以上	学齢児以上	85,000	6年	録音再生機
				35,000		再生専用機
活字文書読上げ装置	視覚	2級以上	学齢児以上	99,800	6年	
拡大読書器	視覚	全等級	学齢児以上	198,000	8年	
視覚障害者用時計	視覚	2級以上	18歳以上	10,300	5年	触読時計
				13,300		音声時計 ※触読時計の使用が困難な方
聴覚障害者用通信装置	聴覚	全等級	学齢児以上	71,000	5年	
	発声・発語に関する障害	重度				
人工喉頭	言語	全等級	全年齢	5,000	4年	笛式
				8,100		笛式(気管カニューレ付)
				70,100		電動式
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	全等級	全年齢	88,900	6年	本装置によりテレビの視聴が可能になる方
点字図書	視覚	全等級	全年齢	備考参照	-	厚生労働大臣が定めた額
畜尿袋	ぼうこう	4級以上	全年齢	(月額)11,300	-	ぼうこう機能障害4級以上と同程度の障害があり、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
	各身体障害(備考)	全等級				
畜便袋	直腸	4級以上	全年齢	(月額)8,600	-	直腸機能障害4級以上と同程度の障害があり、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
	各身体障害(備考)	全等級				
紙おむつ	各身体障害(備考)	全等級	3歳以上	(月額)12,000	-	下記のいずれかに該当する方 ・ストマ周辺の皮膚の著しいびらんもしくはストマの変形のため ストマ装置を装着できない方 ・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)による神経障害をもつ方 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿や排便の 意思表示が困難な方
収尿器	各身体障害(備考)	全等級	全年齢	(男性用)7,700	1年	脊髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系疾患等による障害のため、尿失禁を伴う方または尿路変更を行った身体障害者で、当該用具を必要とする旨の医師意見書の提出が必要
				(女性用)8,500		